

条件書 MV40_210416

(DELL KACE 対応)

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
 - (1) 「機器」とは、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式（以下「管理台帳」という）で特定される乙所定の機械装置を意味します。
 - (2) 「製造事業者」とは、機器の製造事業者を意味します。
2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供するサーバー機器復旧支援サービスの内容は次のとおりとします。
 - (1) 「機器」に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により、障害原因を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。
 - (2) 「支援業務」には、障害修復のための「機器」の修理・修復作業は含まないものとします。
 - (3) 「機器」に障害が発生した場合、乙は前2号に定めるサービスを実施のうえ、乙の判断により、次のいずれかのサービスを実施します。
 - ① 訪問要請の代行に関するサービス
 - ア. 乙は、「機器」の「製造事業者」に対する訪問要請を代行します。ただし、当該要請時期が「製造事業者」の営業日・営業時間外に該当する場合、乙は、当該「製造事業者」の翌営業日に訪問要請を代行するものとします。
 - イ. 前記アにもとづく修理等は「製造事業者」所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。
 - ② センドバック手配に関するサービス
 - ア. 乙は、「機器」を「製造事業者」への送付作業を代行します。
 - イ. 前記アにもとづく修理等は、「製造事業者」所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。
 - ウ. 「機器」の取り付けおよび取り外しは乙が実施します。
 - エ. 「機器」の「製造事業者」への送付に際し、梱包材の手配、送料等、送付および受領に要する費用は甲の負担とします。
 - (4) 「機器」の障害等で環境の再設定が必要となった場合、乙は、甲から提供される初期設定パラメーターシートにもとづき、環境の再設定を実施します。
 - (5) 「機器」の障害等でリストアが必要となった場合、乙は甲が管理するバックアップファイルからリストアによる環境の復旧を支援します。ただし、乙はリストアしたデータの妥当性の検証は行わないものとします。
 - (6) 甲は、前号のリストアに際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を乙が実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い自らリストア作業を行なうものとし、乙は、甲の要望に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。
 - (7) 前6号の実施は、甲と「製造事業者」と「機器」に関する保守契約が締結されていることを条件とし、当該保守契約が終了した場合は、「支援業務」も終了するものとします。
3. 本契約第6条第1項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
4. 本契約第8条に次の条項を追加します。

甲が「機器」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。
5. 本契約第15条に次の条項を追加します。
 - (1) 乙は、「支援業務」の実施により「機器」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。
 - (2) 本条件書第2項第3号①および第2項第3号②にもとづき、乙が「製造事業者」に訪問要請または SEND BACK 手配を行ったにもかかわらず、保守の停止等の事由により、「機器」を「製造事業者」が修理できない場合でも、乙はその責を負わないものとします。

以上